令和3年4月16日，「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されましたので，その内容等をお知らせするとともに，現下の感染状況を踏まえ，各大学等において感染拡大の防止のために御留意いただきたい事項について改めて周知します。各大学等におかれては，学生の学修機会の確保に引き続きお取り組みいただきつつ，学生の懇親会等に関する注意喚起や，課外活動での感染対策等について，取組の一層の徹底をお願いします。

事　務　連　絡
令和３年４月２０日

各国公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課　御中
大学を設置する各学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課

文部科学省高等教育局高等教育企画課

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び
大学等における感染対策の徹底等について（周知）

令和３年４月 16 日，新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）に基づくまん延防止等重点措置について，当該措置を実施すべき区域に埼玉県，千葉県，神奈川県及び愛知県が追加されるとともに，これらの区域において当該措置を実施すべき期間について，本年４月 20 日から５月 11 日までとすることとされました。この措置に伴い，「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更が行われましたので，その内容について下記（１）のとおりお知らせします。本対処方針における学校の取扱いに係る記載については，「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について（周知）」（令和３年４月 12 日付高等教育企画課事務連絡，以下「４月 12 日事務連絡」という。）においてお知らせした内容から変更はありません。

大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）におかれては，変更された対処方針及び「令和３年度の大学等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項について（周知）」（令和３年３月４日付高等教育局長通知，以下「３月通知」という。）等において示した留意事項を踏まえ，学生の学修機会の確保と，新型コロナウイルス感染症への対策の徹底の両立に引き続きお取り組みいただくようお願いします。

一方で，新型コロナウイルス感染症による感染者数は増加傾向にあり，依然として若年者に多数の感染が確認されています※1。文部科学省では，これまでにも，「大学等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための取組の徹底について（周知）」（令和３年１月 29 日付高等教育局長通知，以下「１月通知」という。）等において，各大

学等における感染対策や学生一人一人に伝わる形での注意喚起等の取組をお願いしてきたところですが，現下の感染状況を踏まえ，改めて，大学等における感染対策の留意事項を整理しました。各大学等におかれては，感染リスクが高まりやすい場面における感染対策について，下記（２）に示す点を踏まえて対応の状況を再度点検いただき，不十分と認められる箇所があれば，必要な対応を一層徹底いただくようお願いします。

※１：厚生労働省の集計によれば，令和３年４月 14 日時点における新型コロナウイルス感染症の陽性者について，20 代の者が 111,985 名と年齢階級別で最も多く，30 代の者が 75,618 名と次いで多数となっています。（https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/000769397.pdf）

なお，まん延防止等重点措置の実施に伴う大学等の教職員の出勤の取扱い及びアルバイト収入の減少等により経済的な影響を受ける学生への支援策の周知についても，４月 12 日事務連絡においてお知らせしたとおり，適切に御対応いただくようお願いします。また，いわゆる「ゴールデンウィーク」における感染拡大防止に向けた取組について，別紙のとおり周知がありましたので，併せて学生や教職員等への周知をお願いします。

国公立大学法人におかれてはその設置する大学に対して，独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して，大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して，大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して，本件について周知されるようお願いします。

記

（１）変更後の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針について

①対処方針の内容

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_030416.pdf

②関連する記載の抜粋

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

（３）まん延防止

５）学校等の取扱い

① 文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。また、大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する。部活動、課外活動、学生寮における感染防止

策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底（緊急事態宣言区域においては、部活動における感染リスクの高い活動の制限）を要請する。大学入試、高校入試等については、実施者において、感染防止策や追検査等による受験機会の確保に万全を期した上で、予定どおり実施する。都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。

（２）各大学等における感染拡大の防止のための対策の徹底について

①懇親会等に関する注意喚起の徹底と学生生活における配慮事項の周知

１月通知においてもお示ししているとおり，新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点からは，学生や教職員一人一人において，適切な行動をとることが必要です。各大学等においては，在籍する学生等に対して，夜間も含め，「３つの密」（換気の悪い密閉空間，多数が集まる密集場所，近距離での会話や発話が生じる密接場面）を避けることを徹底し，感染拡大のリスクを高める行動により感染を拡大させることのないよう，正確な情報提供と適切な注意喚起を行うことが求められます。

各大学等におかれては，学生等に対する感染リスクが高まる「５つの場面」（飲酒を伴う懇親会等，大人数や長時間におよぶ飲食，マスクなしでの会話，狭い空間での共同生活，居場所の切り替わり）の周知徹底や，手洗い・マスクの着用，換気の徹底等の基本的な感染予防対策等に関する啓発，情報提供の強化にお取り組みください。

特に，**まん延防止等重点措置の対象となっている区域に所在する大学等**においては，自治体からの要請内容を踏まえ，不要不急の外出は控えることや，いわゆる「新歓コンパ」，学生の自宅・下宿で行われるものを含めた懇親会等を自粛すること等を含めて，学生等に対する注意喚起を徹底していただくよう，改めてお願いします。

これらの周知や注意喚起の実施に当たっては，以下に掲げる事項にも御留意ください。

- 外国人留学生への多言語による発信等の工夫も含め，学生等の一人一人に確実に連絡が行きわたる手段（メール送信や郵送等）を確保して実施すること
- １月通知において示しているとおり，学生に対して，自己の健康状態に変調がある場合には，大学等の担当部局に報告するよう周知すること
- 新型コロナウイルス感染症の罹患者のうち，若年層（20 代や 30 代）については，無症状や軽症で経過する者が多いものの，重症・死亡の事例も存在※2 していることや，因果関係は明らかになっていないものの頭痛や味覚障害等の症状が続くなど，いわゆる後遺症とされる報告もあること等を含め，若年層においても，感染による健康リスクがあることを正確に伝達すること

※２：厚生労働省の集計によれば，令和３年４月 13 日時点において，20 代で３名，30 代で 18 名の死亡例があります。（https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/000769397.pdf）

併せて，懇親会や夜間における行動についての注意喚起のみならず，学生等に対して，例えば学内外においてマスクを着用するよう周知啓発することや，大声での会話を控えるなど飛沫の拡散防止への配慮を求めること，学内食堂等において食事を行う場合の感染防止の留意点を周知することなど，学生の日常的な生活における感染拡大のリスクの低減を図ることについても，各大学等の状況に応じた取組をお願いします。

②部活動等の課外活動や学生寮における感染対策

学生寮や寄宿舎は，学生が集団生活を行う場であり，共用施設・設備なども多く，大人数が共に日常生活を送る場であることから，密になる環境が形成されやすいと考えられます。このため，１月通知や，「大学等における本年度後期等の授業の実施と新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について」（令和２年９月 15 日付高等教育局長通知）等において，学生寮における感染対策の留意事項をお示ししつつ，十分な注意をいただくようお願いしているところですが，依然として，学生寮における学生間の感染事例，特に，運動部活動に参加する学生が同じ学生寮（合宿所を含む。）等で生活をしていたことによる感染事案が発生しています。

各大学等におかれては，学生寮等の運営に関わる関係者とも十分に連携の上，１月通知等においてお示ししている感染対策のポイントや，学生寮における感染対策の取組事例を改めて御参照いただき，平時からの健康管理や感染症予防のための対策，感染者発生時の対応の検討等，徹底した対応を講じていただくようお願いします。

また，大学等では，課外活動に関連する感染事案が多数発生していることから，これまでも，１月通知等において，部活動における感染対策を要請してきました。

昨今の感染状況等を踏まえて，各大学等におかれましては，１月通知等及び各競技団体や各文化芸術団体等の関係機関が作成しているガイドライン等を再確認していただき，例えば，学内の感染症対策の担当者と運動部活動の担当者の緊密な連携の強化や，学生寮を含む関係施設の感染防止対策の実施等，新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための取組について，改めて万全の感染対策を徹底していただくようお願いします。特に，過去の感染事例を踏まえ，部活動後の集団での食事を控えること等を含め，学生へ注意喚起いただくとともに，部活動に付随する屋内での着替えや車での移動といった場面での感染対策に十分留意するようお願いします。

また，**まん延防止等重点措置の対象となっている区域に所在する大学等**におかれては，地域の感染状況等に応じて，学生同士が組み合うことが主体となる活動や身体接触を伴う活動，大きな発声や激しい呼気を伴う活動のように，感染リスクの高い活動を一時的に制限することや，地域の感染状況を踏まえ，合宿・他校との練習試合等を一時的に制限することなど，感染症への警戒度をより高めるようお願いします。

③授業等における感染対策

文部科学省としては，大学等における授業の実施に当たっては，コロナ禍の中でも学生が安心し，納得して学修に専念できる環境を確保することが重要との考えから，学生の学修機会の確保と感染対策の両立にお取り組みいただくよう，累次にわたって各大学等に求めてきたところであり，各大学等におかれては，引き続きその趣旨を踏まえた御対応をお願いします。

この点，現下の厳しい感染状況を踏まえ，**特にまん延防止等重点措置の対象となっている都府県**において，域内の大学における感染対策について要請がなされている例があると承知しています。それらの要請の中で，緊急的な時限措置として，遠隔授業の活用等が求められている場合にあっては，地域における感染拡大を防止するため，当該要請を踏まえつつ，学生の学修機会を確保する観点も考慮し，様々な工夫の上で授業を実施するなど，適切な対応を講じていただくようお願いします。

その際，大学等の考え方や，講じている対応の緊急性や必要性・合理性，緊急的な対応が終了した後の授業の実施方針等について学生への丁寧な説明を行うなど，学生に寄り添った対応を講じるとともに，学生が孤立・孤独に陥ることのないよう，十分な配慮をお願いします。

④モニタリング検査の実施に関する協力について

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室が実施している，新型コロナウイルス感染症の感染再拡大の早期探知のためのモニタリング検査について，対象となっている区域（令和３年１月から３月にかけて行われた緊急事態措置の対象区域から除外された区域（栃木県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，岐阜県，愛知県，京都府，大阪府，兵庫県及び福岡県）並びに北海道、宮城県及び沖縄県）に校地校舎が所在する大学等に対しては，本検査への協力について検討いただくよう，「新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力について（追加依頼）」（令和３年４月 16 日付高等教育企画課事務連絡）においてお願いしているところです。

上記事務連絡においてもお示ししているとおり，本検査の実施形態や人数，範囲等については，各大学等の状況に応じて内閣官房及び検査事業者と調整することが可能ですので，たとえば，学生寮において生活する学生への定期的な検査や，学外機関での実習に参加する学生への事前の検査等，各大学等の教育活動に沿った活用の在り方も含めて御検討ください。特に，医療機関での実習が求められる医療関係職の養成等を行う大学等にあっては，本検査を効果的に活用し，外部機関での実習への円滑な参加を確保することについても，積極的に御検討いただくようお願いします。

【本件連絡先】
文部科学省：０３－５２５３－４１１１（代表）

○全体について
文部科学省高等教育局　高等教育企画課（内２４８２）
E-mail: koutou@mext.go.jp
○学生への注意喚起・経済的支援、学生寮の感染対策について
文部科学省高等教育局　学生・留学生課（内３０５０）
E-mail: gakushi@mext.go.jp
○大学スポーツについて
スポーツ庁参事官（地域振興担当）付（内３９３２）
E-mail: stiiki@mext.go.jp
○文化に関する課外活動について
文化庁参事官（芸術文化担当）付　学校芸術教育室（内２８３２）
E-mail: artedu@mext.go.jp

○国立大学について
文部科学省高等教育局　国立大学法人支援課（内３４９７）
E-mail: hojinka@mext.go.jp
○公立大学について
文部科学省高等教育局　大学振興課（内３３７０）
E-mail: daigakuc@mext.go.jp
○私立大学について
文部科学省高等教育局　私学部　私学行政課（内２５３３）
E-mail: sigakugy@mext.go.jp
○高等専門学校について
文部科学省高等教育局　専門教育課（内３３４７）
E-mail: senmon@mext.go.jp

別紙

重点措置区域である県等においては、催物の開催制限の目安、施設の使用制限等の留意事項に基づき、適正な運用を実施されたい。また、いわゆる「ゴールデンウィーク」に向けた取組の留意事項を示すので、関係各府省庁及び各都道府県においては、必要な協力・周知等を実施されたい。

事　務　連　絡
令和３年４月１６日

各都道府県知事　殿

各府省庁担当課室　各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限、いわゆる「ゴールデンウィーク」に向けた取組等に係る留意事項等について

今般、埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県（以下「４県」という。）を対象に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第31条の４第１項に基づくまん延防止等重点措置を実施する等のため、基本的対処方針を改定したところ、都道府県対策本部において法に基づく適正な運用がなされるよう、令和３年４月１日付け事務連絡に加え、下記のとおり、４県における催物の開催制限、施設の使用制限、いわゆる「ゴールデンウィーク」に向けた取組等に係る留意事項等を示す。感染状況に応じたイベント開催制限等の概要は別紙１、イベント開催時の必要な感染防止策は別紙２のとおり。

なお、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、通知内容を見直す場合がある。また、まん延防止等重点措置終了後の取扱いについては、別途通知する。

記

１．４県における催物の開催制限

（１）催物の開催制限の目安等

・５，０００人を上限とすること。

・上記人数要件に加え、収容率の目安として、令和２年１１月１２日付け事務連絡１．（１）②のとおり取り扱うこと。なお、大声での歓声、声援等が想定される催物については、異なるグループ又

は個人間では座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ（５名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はないこと。すなわち、参加人数は、収容定員の５０％を超えることもありうる。具体的には、４県が個別イベントの態様に応じて判断すること。

・ また、地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等については、令和２年１１月１２日付け事務連絡１．（２）のとおり取り扱うこと。

（２）留意事項

① 営業時間短縮等の働きかけ

４県においては、営業時間の目安について、地域の感染状況、施設の要請・働きかけ等を踏まえ、各知事が適切に判断すること。

② ４県に係る本目安の取扱い

上記の（１）及び（２）①について、以下のとおり取り扱うこと。

・ 本目安は、本事務連絡が発出された日から最大４日間（４月１７日～２０日）の周知期間を経て、その翌日（遅くとも４月２１日）から適用すること。具体的には、チケット販売時期等に応じ、次のとおりとすること。

（Ⅰ） 周知期間終了時点（遅くとも４月２０日）までにチケット販売が開始された催物（優先販売など、名前の如何に関わらず、何らかの形で販売が開始されているもの）

周知期間終了までに販売されるチケットは、従来、４県が適用していた目安を超えない限りにおいて、上記（１）及び（２）①は適用せず、キャンセル不要と扱うこと。ただし、周知期間終了後（本目安が適用された日）から、本目安を超過するチケットの新規販売を停止すること。

（Ⅱ） 上記周知期間終了後に販売開始されるもの

上記（１）及び（２）①によること。

③ 年度初めに向けて行われる行事について

令和３年２月２６日付け事務連絡１．（２）④のとおり取り扱うこと。

④ 人数上限及び収容率要件の解釈について

上記の人数や収容率の要件の解釈については、令和３年２月２６日付け事務連絡１．（１）②のとおり取り扱うこと。

２．４県における施設の使用制限等

（１）法に基づく営業時間の短縮等の要請を行う施設

以下に掲げるものについては、基本的対処方針三（３）７）に基づき、知事が定める期間及び区域において、以下のとおり取り扱うこと。

なお、地域の感染状況等に応じて、知事の判断により、知事が定める区域以外の地域において、飲食店等に対する営業時間の短縮の要請を行うこと。また、関係機関とも連携し、営業時間の短縮等や業種別ガイドラインの遵守を徹底するための対策・体制の強化を行い、原則として措置区域内の全ての飲食店等に対して実地において、働きかけを行うこと。

①　飲食店（第１４号）

原則として、２０時までの営業時間の短縮（酒類の提供は１１時から１９時まで）を要請すること。

地域の感染状況等に応じて、知事の判断により、「入場をする者の整理等」「入場をする者に対するマスクの着用の周知」「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）」等、法施行令第５条の５に規定される各措置について飲食店に対して要請すること。

業種別ガイドライン（特に基本４項目。アクリル板等（パーティション）の設置又は座席の間隔の確保、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底）を遵守するよう要請を行うものとすること。その際、ガイドラインを遵守していない飲食店等については、個別に要請を行うことを検討すること。

②　遊興施設（第１１号）のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている飲食店（次の（２）に示す施設を除く。）

前記①と同様の要請を行うこと。なお、ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設に該当する場合は、営業時間短縮要請の対象にしないこと。

③　その他留意すべき要請事項

いわゆる昼カラオケ等でクラスターが多発している状況に鑑み、飲食を主として業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、当該設備の利用自粛を要請すること。

なお、本事務連絡では、いわゆる昼カラオケ等でのクラスター事例が多発していることから、例えば、昼営業のスナック、カラオケ喫茶等における設備の利用自粛等を想定しており、カラオケボックス等への要請を想定するものではないことに留意されたい。

（２）①と同様に営業時間の短縮等の働きかけを行う施設

基本的対処方針三（３）７）のとおり、不要不急の外出自粛を徹底すること及び施設に人が集まり、飲食につながることを防止する必要があること等を踏まえ、飲食店等以外の施行令第11条第１項に規定する施設（特に大規模な集客施設）について、以下のとおり取り扱うこと。

①　催物の開催制限に係る集客施設

運動施設、遊技場、劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、展示場、博物館、美術館、図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供するものに限る。）への使用制限の働きかけの目安は、以下の通りとする。なお、本事務連絡１．（２）②を準用すること。

ア）人数上限の目安

本事務連絡１．（１）に準じること。

イ）収容率の目安

本事務連絡１．（１）に準じること。

ウ）営業時間その他の働きかけ

４県においては、基本的対処方針三（３）７）のとおり、「不要不急の外出自粛を徹底すること及び施設に人が集まり、飲食につながることを防止する必要があること等」から、飲食店以外の施設（特に大規模な集客施設）についても、「営業時間や入場整理等について同様の働きかけを行うこと」とされていることを踏まえ、各知事が適切に判断すること。

エ）重点措置区域の県になった場合の取扱い

実証調査中において、当該県が特定都道府県又は重点措置区域である都道府県となった場合には実証を終了し、前記１．（１）に基づく新しい目安を準用すること。（ただし、前記１．（１）を超えるチケットを販売している場合は、チケットの新規販売を停止した上で、実証内容は継続すること。）

②　前記①に該当しない集客施設

４県においては、遊興施設のうち前記（１）②に該当しない施設、物品販売業を営む店舗、サービス業を営む店舗への使用制限について、基本的対処方針三（３）７）のとおり、「不要不急の外出自粛を徹底すること及び施設に人が集まり、飲食につながることを防止する必要があること等」から、飲食店以外の施設（特に大規模な集客施設）についても、「営業時間や入場整理等について同様の働きかけを

行うこと」とされていることを踏まえ、各知事が適切に判断すること。

３．４県における外出の自粛等

４県は、営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう、住民に対して要請等を行うこと。併せて、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること及び感染対策が徹底されていない飲食店の利用を自粛すること等について、住民に対して協力の要請を行うこと。その際、変異株による感染が増加していることを踏まえ、他の地域への感染拡大を防止する観点から、不要不急の都道府県間の移動は極力控えるように促すこと。

４．いわゆる「ゴールデンウィーク」における感染拡大防止に向けた取組強化について

これまでも、お盆、年末年始等、人の移動が活発化する時期に際して、そうした移動の活発化が感染拡大につながらないように、感染状況に応じて、留意事項を周知してきたところである。現下の感染状況に鑑み、ゴールデンウィークにおける感染拡大防止に向けた取組強化をとりまとめたので、各都道府県、関係各府省庁等においては、関係団体、職員等の関係各所に対し、以下の内容（別紙３及び別紙４参照）を周知徹底するとともに、本件に記載された取組の強化を推進されたい。

（１）移動・往来、帰省

ゴールデンウィークは人の移動が活発化する時期であり、変異株による感染が増加している中、他の地域への感染拡大を防止する観点から、特に移動・往来、帰省に際しては、感染防止策を徹底することが求められる。都道府県におかれては市区町村及び都道府県民への周知等を、関係各府省庁におかれては関係団体への周知等をそれぞれお願いする。また、各都道府県及び関係各府省庁におかれては、所属する職員等に、移動・往来及び帰省の留意事項を注意喚起し、感染防止のための取組を徹底されたい（別紙３参照）。

（２）飲食店等

感染リスクが高いと指摘されている飲食の場における感染防止策を強化・徹底するため、関係各府省庁及び各都道府県においては、以下の取組を推進されたい（別紙４参照）。

- 飲食店・歓楽街の店舗に対し、自己点検の上、業種別ガイドラインを遵守徹底する取組を促すこと。その際には、感染防止策の代表的

なポイント（例えば、アクリル板の設置又は座席間隔の確保、食事中以外のマスク着用の推奨、手指消毒の徹底、換気の徹底）等に留意し、自己点検の実施を促すこと

- 措置区域では、基本的対処方針三（３）７）のとおり、原則として全ての飲食店等に対して実地に働きかけを行うこととされているところ、特に、GW中に多数の来客が予想される店舗を優先的に見回り調査を実施すること
- その他の地域でも、基本的対処方針三（３）８）及び令和３年３月２９日付け事務連絡のとおり、都道府県による飲食店における感染症対策の見回り調査を行うための体制を構築いただく、又は、既に見回り調査が行われている都道府県におかれては、その継続、必要に応じた強化を求めているところ、ゴールデンウィーク中の感染拡大を防止する観点から、特に、観光地・集客施設周辺の飲食店に対し、優先的な見回り調査等により、感染防止策を強化・徹底すること

（３）イベント・集客施設（遊園地・観光施設等）・伝統行事（お祭り等）

これまでの事務連絡で示した催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項に加え、以下の点に留意し、ゴールデンウィーク期間中など、人の移動が活発化する場合には、不特定多数の密集等で感染防止策が徹底されない場合には、当該期間に急速な感染拡大が生じ得る懸念があることから、各都道府県においては、これまでより慎重な判断・要請を行われたい（別紙４参照）。

- 感染が拡大している地域
  - ✓ 感染防止策が徹底されない場合は、イベント開催の自粛を要請すること
  - ✓ 感染拡大の状況に応じ、開催方法の変更（規模縮小、無観客化、分散開催）や延期・自粛等を要請すること
  - ✓ 開催する場合は後記「その他の地域」で示した感染防止策の徹底を要請すること
- その他の地域
  - ✓ 参加人数の制限の遵守や入場整理（規制入退場、動線管理、雑踏警備等）の強化などにより、密集回避・感染防止策の徹底を要請すること

    具体的には、①基本的な感染防止策を徹底すること（マスク着用、手指消毒、換気の徹底、大声禁止、会場での飲食制限な

ど、別紙２に示した感染防止策）、②お祭り等では食べ歩きを控えていただき、持ち帰りを推奨すること、③イベント開催前後の直行・直帰の呼びかけなど、イベント参加前後に感染リスクの高い行動を控えるように強く呼び掛けることなどが想定されるが、こうした取組を通じ、感染防止策の徹底、三密の徹底した回避等を行い、感染拡大防止を図ること。

（４）大規模小売店、商業施設

令和３年４月９日付け事務連絡のとおり、大規模集客施設・商業施設等において、オープニングセレモニーその他の集客活動が行われる場合には、都道府県は、感染状況に応じて、催物の開催制限に係る人数制限、感染防止策の徹底、入場整理等の遵守を適切に要請・指導等することが望ましい旨、周知しているところであるが、これに加え、ゴールデンウィークに向けた取組強化として、各都道府県は、密集を回避する観点から、以下の点を周知・要請されたい（別紙４参照）。

- 感染が拡大している地域
  - ✓ 密集回避・感染防止策を徹底するため、ゴールデンウィーク中の催物・バーゲンセール等は延期・自粛などを要請すること
- その他の地域
  - ✓ ゴールデンウィークの催物・バーゲンセール等は人数制限等、感染防止策の徹底を要請すること

【別紙１】

感染状況に応じたイベント開催制限等について

<table>
<tr><th></th><th>収容率※４</th><th>人数上限※４</th><th>営業時間
短縮</th></tr>
<tr><td>緊急事態宣言
対象地域</td><td>50%</td><td>5,000人</td><td>20時まで</td></tr>
<tr><td>まん延防止等
重点措置</td><td rowspan="3">大声なし※１
100%以内

大声あり※２
50%以内

注：エビデンスに基づく収容率
緩和を検討</td><td>（まん延防止等重点措置の都道府県）
5,000人</td><td rowspan="2">都道府県の
判断</td></tr>
<tr><td>経過措置
（約１か月）</td><td>5,000人
又は
収容定員50%以内（≦10,000人）
のいずれか大きい方

注：大規模施設の実証調査を実施。実証開始前10,000人
→実証時20,000人に緩和。ただし、まん延防止等重点
措置の適用中は対象外とする。</td></tr>
<tr><td>その他都道府県</td><td>5,000人
又は
収容定員50%以内
のいずれか大きい方※３

注：エビデンスに基づく人数上限緩和を検討</td><td>なし</td></tr>
</table>

※１　大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合。
※２　大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を１席空け、同一グループ（５人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。
※３　施設の使用制限は、収容率要件など、必要な感染防止策を働きかける（人数上限なし）。
※４　収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。

イベント開催時の必要な感染防止策①

【別紙２】

（１）徹底した感染防止等（収容率50％を超える催物を開催するための前提）		
①	マスク常時着用の担保	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める ＊マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100％を担保
②	大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの ＊隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） ＊演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）
（２）基本的な感染防止等		
③	①～②の奨励	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） ＊マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと ＊大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等）
④	手洗	・こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 ＊必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（５名以内に限る。）では座席を空けず、グループ間は１席（立席の場合１ｍ）空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を２ｍ確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔）

イベント開催時の必要な感染防止策②

（２）基本的な感染防止等（続き）		
⑨	飲食の制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・過度な飲酒の自粛 ・食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50％を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。 （発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。）
⑩	参加者の制限	・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 ＊ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪	参加者の把握	・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励 ＊アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
⑫	演者の行動管理	・有症状者は出演・練習を控える ・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬	催物前後の行動管理	・イベント前後の感染防止の注意喚起 ＊可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表
（３）イベント開催の共通の前提		
⑮	入退場やエリア内の行動管理	・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 ＊来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯	地域の感染状況に応じた対応	・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安（人数上限5,000人又は収容率要件50％のいずれか小さいほう）を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

ゴールデンウィークに向けた感染拡大防止策への協力のお願いについて

【別紙３】

移動・往来、帰省

- **感染が拡大している地域**（首都圏、関西圏、宮城県、沖縄県等）**にお住まいの方は、日中を含め、不要不急の外出や移動は避け、近場の外出でも、三密は避けてください。**また、**こうした地域との往来**については、**延期**、**自粛**、**オンライン帰省の活用をお願いします。**
- **その他の地域でも、**帰省・旅行、不特定多数が集まる場（イベント・集客施設等）に行くことは**慎重な検討をお願いします（特に発熱等の症状がある方などは厳に控えてください）。**
- どうしても帰省する必要のある場合は、帰省までの間、感染リスクが高い場所に行くことを控え、大人数の会食を控えるなど、高齢者への感染につながらないように注意をお願いします（※）。

（※）手指消毒やマスク着用の徹底、大声を避ける、十分な換気を行う、対人距離を確保する等、**基本的な感染防止対策の徹底**

ゴールデンウィーク中の同窓会をはじめ、会食する場合には、**できるだけ、家族か、４人まで**で、**「感染リスクを下げながら会食を楽しむ」工夫の徹底**

ゴールデンウィークに向けた都道府県・事業者への取組強化のお願いについて

ゴールデンウィークに向けて、都道府県・事業者の皆様には以下の取組をお願いします。 【別紙４】

飲食店に関連する皆さま

- **飲食店・歓楽街の店舗に対し、自己点検の上、**業種別ガイドラインの遵守徹底
- 措置区域では、**原則全店舗を実地調査**。特に、GW中に多数の来客が予想される店舗を優先的に見回り調査
- その他の地域でも、**観光地・集客施設周辺の飲食店に対し、**優先的な見回り調査等により、**感染防止策を強化・徹底**

イベント・集客施設（遊園地・観光施設等）・伝統行事（お祭り等）に関連する皆さま

- **感染が拡大している地域**では、**感染防止策が徹底されない場合の自粛**や、感染拡大の状況に応じ、**開催方法の変更**（規模縮小、無観客化、分散開催）**や延期・自粛等を要請**
- **その他の地域でも、参加人数の制限の遵守や入場整理の強化などにより、密集回避・感染防止策を徹底**

大規模小売店・商業施設に関連する皆様

- 感染が拡大している地域では、**催物・バーゲンセール等は延期・自粛などを要請**
- その他の地域でも、**ゴールデンウィーク中の催物・バーゲンセール等は人数制限等、感染防止策を徹底**